

富山地方最低賃金審議会
令和6年度第3回一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会 議事録

1. 日 時

令和6年10月29日（火） 14:00～14:50

2. 場 所

富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

公益代表委員	両角委員、長尾委員
労働者代表委員	黒川委員、五十嵐委員、林 委員
使用者代表委員	寺山委員、筒井委員
事務局	倉重労働基準部長、成田賃金室長、佐竹賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 金額審議
- (2) その他

5. 資料

なし

6. 議事内容

[佐竹賃金室長補佐] 定刻となりましたので、第3回一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

本日は公益代表委員の高倉委員、使用者代表委員の畑委員が御欠席ですが、定足数を満たしていることより、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、今後の議事進行は、両角部会長にお願いいたします。

[両角部会長] ただ今から、令和6年度第3回一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会を開催します。

本日は3回目の部会審議ですので、結審を目指してまいりたいと存じます。

審議に当たりましては、労使各側の歩み寄りにより、全会一致での結論が得られるよう御協力をお願いいたします。

前回も、労使各側の主張を伺ったところですが、これまでの主張について、追加すること等がございましたらお伺いしたいと思います。

労働者側はいかがでしょう。

[黒川委員] 特にございません。

[両角部会長] 使用者側はいかがでしょう。

[寺山委員] 特にございませぬ。

[両角部会長] では、前回に引き続き金額審議を行いたいと思います。

前回、労働者代表委員から1,040円、前々回、使用者代表委員から1,030円が御提示されています。

提示額にはまだ隔たりがございますが、調整の余地もあるように思われますので、引き続き金額審議を行いたいと思います。

このまま全体のお伺いしますか、それとも個別に伺ったほうがよろしいですか。

[寺山委員] 全体でお願いしたいと思っております。前回10月24日に労働者側委員から、1回目の提示から歩み寄りをいただいた金額を提示していただきました。前回、審議が予定時間を少し時間が過ぎたこともありまして使用者側から歩み寄りの金額提示が出来ておりません。今回3回目ですので全会一致での結審を目指すためには、こちらから歩み寄りの金額を御提示させていただきたいと思っております。それを聞いていただいて、労働者側の方は検討していただければと思いますが、よろしいでしょうか。

[黒川委員] はい。

[寺山委員] それでは、私の方から金額について、使用者側としては第1回目1,030円、引上げ幅が35円で提示をさせていただいたのですが、今回5円の歩み寄り、引上げ額はプラス40円、改正額としまして1,035円で提示をさせていただきます。労働者側の皆様よろしくお願いたします。

[両角部会長] 今、使用者側から歩み寄り、1,035円の金額を出していただきました。労働者側としては、こちらの金額に対してはいかがでしょう。

[黒川委員] 相談の時間をいただきたいなと思っておりますので、一旦控室へ戻ります。

[両角部会長] そうしましたら、労働者代表委員は控室の方で御検討いただきたいと思っております。

[両角部会長] それでは、一旦休会とします。

(休会)

[両角部会長] それでは、専門部会を再開したいと思います。今、1,035円の使用者側からの提示に対して、御検討の時間を取っていただきましたが、労働者側としてはいかがでしょうか。

[黒川委員] 1,035円で受け入れさせていただきたいと思っております。こちらの思いからすれば

金額に少し差はありますが、労使の関係性さらに全会一致ということも重く考えておりますし、ここからはお願いとなりますが、来年以降も是非こういった機会を設けていただき、使用者の経営実態ですとか労働者側の主張も聞き入れていただきながら、富山県のこの業界をしっかりと牽引できるような特定最低賃金を残していきたいという思いも含めて、今回は40円にさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

[両角部会長] 今、1,035円で労働者側、使用者側双方の金額の一致が見られました。そのため、事務局は結審に向けて、書類の作成などの準備をしていただきたいと思います。

それから、労使各委員の皆様におかれましては、しばらく休会といたしますので、また控室でお待ちいただきたいと思います。休会の時間は大体15分ですので、よろしくお願いいたします。

(休会)

[両角部会長] それでは、部会を再開させていただきます。本日まで3回にわたり専門部会を開催し、労使各側の基本的主張や主張する金額等を伺ってまいりました。その結果、双方の立場に相違はありましたが、適正とする最低賃金の水準について、おおむね合意を見たところがあります。

つきましては、ただ今からその内容を取りまとめ、それを公益代表委員案としてお示しした上で、採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[労使各委員] 異議なし。

[両角部会長] それでは、事務局は公益代表委員案を配付して読み上げてください。

(公益代表委員案を配付)

[成田賃金室長] それでは読み上げます。

公益代表委員(案) 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金について、次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 富山県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で次のいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 玉軸受・ころ軸受製造業
 - (2) 他に分類されないはん用機械・装置製造業
 - (3) トラクタ製造業
 - (4) 金属工作機械製造業
 - (5) 機械工具製造業(粉末や金業を除く)
 - (6) ロボット製造業
 - (7) 自動車・同附属品製造業(自動車製造業(二輪自動車を含む)を除く。)

- (8) (1) から (7) の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (9) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が (1) から (7) に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う包装、洗浄、バリ取り、組付け、袋詰め、箱詰め、選別又は検査の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額 1 時間 1,035 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日 法定どおり

以上ですが、1 点ここで事務局から説明事項がございます。公益代表委員案の 2 の (8) の中に管理、補助的経済活動とございますが、これまで管理の後をカンマで区切っていたところ、令和 6 年 4 月から施行されております日本標準作業分類において、表記がカンマから読点に変更をされました。

このため、公益代表委員案の表記もこれに合わせ読点に変更しております。

適用範囲等に変更はございませんが、説明が遅れました点、お詫びいたします。以上です。

[両角部会長] 公益代表委員案は、ただ今の事務局の説明にあった変更のほか、最低賃金額を現行額から 40 円引き上げて、時間額 1,035 円とし、それ以外は現行のままとするものです。

なお、発効日につきましては、法定手続きを経て最も早い発効日となる法定どおりとしております。

それでは採決を行います。

賛成、反対、保留の順番にお伺いしますので、挙手をお願いします。

まず、公益代表委員案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

次に反対の委員は、挙手をお願いします。

最後に保留の委員は、挙手をお願いします。

それでは、事務局の方で採決の状況を報告してください。

[佐竹賃金室長補佐] 採決状況を御報告いたします。全員賛成です。

[両角部会長] 採決の結果、全会一致で公益代表委員案に賛成いただきましたので、本案をもって当専門部会の決議といたします。

続きまして、当専門部会の決議内容を富山地方最低賃金審議会に報告するための報告文(案)を取りまとめます。

事務局は、報告文(案)を準備、配付の上、読み上げてください。

(報告文(案)を準備、配付)

[成田賃金室長] それでは、報告文（案）を読み上げます。

文書番号、日付は議決前ですので、空欄としております。

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾 治明 あて

富山地方最低賃金審議会 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 部会長 両角 良子

富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（報告）（案）

当専門部会は、令和6年8月21日富山地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は次のとおりである。

委員名の読上げは省略いたします。また別紙につきましては、今ほどの公益代表委員案と同じでございますので、読上げは省略をさせていただきます。以上です。

[両角部会長] 各委員におかれましては、御確認いただけましたでしょうか。この内容で審議会に報告したいと考えますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[両角部会長] 異議なしとのことですので、本案をもって富山地方最低賃金審議会に報告させていただきます。

続きまして、専門部会が全会一致で議決した場合、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とすることとなっておりますので、この規定を適用し、本日、富山労働局長に答申を行うこととします。

事務局は、答申文（案）を準備、配付の上、読み上げてください。

（答申文（案）を準備、配付）

[成田賃金室長] それでは、答申文（案）を読み上げます。

文書番号、日付は議決前ですので、空欄となっております。

富山労働局長 小島 悟司 あて

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾 治明

富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）（案）

令和6年8月21日付け富労発基 0821 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

なお、審議経過は別紙2のとおりである。

別紙1につきましては、公益代表委員案と同じですので、読上げは省略させていただきます。

別紙2につきましても、読上げは省略いたしますが、これまでの審議経過を記載しております。

す。以上です。

[両角部会長] 本案をもって富山労働局長に答申したいと考えますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[両角部会長] 異議なしとのことですので、本案をもって富山労働局長に答申することといたします。

所用により本日の会議に富山労働局長が出席されておられませんので、労働基準部長に答申を受け取っていただくこととします。

(部会長は、答申文に会長印を押印)
(部会長から労働基準部長に答申文手交)

[佐竹賃金室長補佐] 答申をいただきましたので、労働基準部長から御挨拶申し上げます。

[倉重労働基準部長] 本日、富山県一般機械・自動車部品製造業最低賃金の改正決定につきまして、全会一致で決議をいただきましたことに、深く感謝を申し上げます。

労使の委員におかれましては、お互いに尊重と譲歩の精神を持って、粘り強く審議にあたっ
ていただきました。

また、公益代表の委員の皆様におかれましても、熱心に労使の間に立って、双方の意見を汲み取っていただき、審議の舵取りをしていただきました。

本日、全会一致で決議いただきましたのも、こうした丁寧な審議によるものと考えています。誠にありがとうございます。今後とも労働行政につきましては、皆様からの御協力と御理解を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。私からは、このお願いを申し上げて、今日の御礼の挨拶とさせていただきますと思います。ありがとうございました。

[両角部会長] ありがとうございました。そのほかに何かございますか。
なければ事務局から連絡事項をお願いいたします。

[成田賃金室長] 今後の手続きについて説明をさせていただきます。

本日は、全会一致で答申を頂きましたので、事務局では、本日、異議申出のための公示を行います。異議申出の公示期間は、公示日である本日の翌日から起算して15日を経過する日までとされており、公示の期限は11月13日(水)となります。その間に異議の申出がなければ、官報公示の手続に移ります。

手続が滞りなく進めば、11月27日(水)に官報公示され、その30日後の令和6年12月27日(金)の発効となります。

ただし、あくまでも予定であることを申し添えます。

なお、異議申出があれば別途開催する本審にて審議をいただくこととなります。以上です。

[両角部会長] 事務局は、官報公示などの手続きに万全を期すようお願いいたします。以上をもちまして、今年度の一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会の審議は終了といたします。

なお、本日の専門部会の議事録確認担当委員には、私のほか、
労働者代表委員からは、黒川委員
使用者代表委員からは、寺山委員
の2人をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか

[労使委員] 異議なし。

[両角部会長] それでは黒川委員と寺山委員には、後日、本専門部会の議事録を御確認いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

本日は、お疲れ様でした。